2023年 GPR カーティングシリーズ

2023 GPR KARTING SERIES

目次

2023 GPR K	ARTING SERIES Race Calendar	0	第31条	スタート方法(Cadets/Junior/OK)	1 0
第1条	競技会の名称	1	第 32 条	スタート方法(Shifter)	1 1
第2条	規定	1	第 33 条	プレグリッドおよびスターティンググリッド	1 1
第3条	一般的合意事項	1	第 34 条	車両保管	1 2
第4条	競技参加者の遵守事項	2	第 35 条	エンジン始動確認	1 2
第5条	反社会的勢力の排除	2	第 36 条	その他競技に関する一般事項	1 2
第6条	競技会組織委員会および審査委員会	3	第 37 条	広告	1 3
第7条	競技会競技役員	3	第 38 条	肖像権および個人情報	1 3
第8条	競技会事務局	3	第 39 条	抗議の提出	1 4
第9条	競技の種別、区分と格式	3	第 40 条	抗議提出の時間制限	1 4
第 10 条	延期、中止、変更に関する事項	3	第 41 条	抗議料	1 4
第 11 条	エントリーの種類	3	第 42 条	成績および賞典	1 4
第 12 条	エントリーの受付期間	4	第 43 条	表彰式	1 4
第 13 条	エントリーの方法	4	第 44 条	シリーズポイント	1 5
第 14 条	エントリーフィー	4	第 45 条	カート	1 5
第 15 条	エントリーの資格	5	第 46 条	エンジン	1 6
第 16 条	エントリー台数制限	5	第 47 条	燃料	1 6
第 17 条	エントリーの受理と拒否	6	第 48 条	ドライバー装備品	1 7
第 18 条	保険	6	第 49 条	タイヤ	1 7
第 19 条	ブリーフィング		第 50 条	ペナルティ	1 7
第 20 条	タイヤディストリビューション	6	第51条	GPR-Cadets 車両規則	1 8
第 21 条	トランスポンダー	7	第 52 条	GPR-Junior 車両規則	1 9
第 22 条	レースディレクター(RD)	7	第 53 条	GPR-OK 車両規則	2 3
第 23 条	テクニカルディレクター(TD)	7	第 54 条	GPR-Shifter 車両規則	2 4
第 24 条	本シリーズの競技方式	7	付則-1「ニュ	ートラリゼーション」運用方法	2 7
第 25 条	公式練習	7	付則-2「燃烤	・宝の容量計測方法」	2 8
第 26 条	予選(タイムトライアル)	8	付則-3「GPI	R Penalty Catalog]	2 9
第 27 条	Super Pole(スーパーポール)	8	付則-4 「ゼッ	ケン&ベース規定」	3 1
第 28 条	決勝	9			
第 29 条	レースの中断	9			

第30条 スタート手順......10

2023 GPR KARTING SERIES Race Calendar

	開催日程	開催サーキット	オーガナイザー	最大 出走 台数
Round 1 Round 2	5月27日~28日	鈴鹿サーキット南コース(1,264m) 三重県鈴鹿市稲生町 7992		34 台
Round 3 Round 4	7月1日~2日	フェスティカサーキット瑞浪(1,177m) 岐阜県瑞浪市釜戸町 1064-118	株式会社フェスティカ 栃木県栃木市柏倉町 1275-1 0282-25-1500 (共催) GPR ※イベントプロモーター 東京都港区南麻布 4-10-21-101 (事務局) 03-5793-1466	34 台
Round 5 Round 6	7月29日~30日	モビリティリゾートもてぎ 北ショートコース (982m) 栃木県芳賀郡茂木桧山 120-1	ホンダモビリティランド株式会社 栃木県芳賀郡茂木桧山 120-1 0285-64-0200 (共催) GPR ※イベントプロモーター 東京都港区南麻布 4-10-21-101 (事務局) 03-5793-1466	34 台
Round 7 Round 8	9月2日~3日	フェスティカサーキット瑞浪(1,177m) 岐阜県瑞浪市釜戸町 1064-118	株式会社フェスティカ 栃木県栃木市柏倉町 1275-1 0282-25-1500 (共催) GPR ※イベントプロモーター 東京都港区南麻布 4-10-21-101 (事務局) 03-5793-1466	34 台
Round 9 Round 10	11月11日~12日	オートバラダイス御殿場 小山町大御神サーキット(1,006m) 静岡県駿東郡小山町大御神 922-8	有限会社サンアイプロジェクト 静岡県駿東郡小山町大御神 922-8 0550-88-8246 (共催) GPR ※イベントプロモーター 東京都港区南麻布 4-10-21-101 (事務局) 03-5793-1466	34 台

規定周回数

		Cadets	Junior	OK	Shifter
Round 1	鈴鹿サーキット南コース	14	16	20	16
Round 2	ずんだりーイグトキュース	14	16	20	16
Round 3	フェスティカサーキット瑞浪	15	18	22	18
Round 4	フェスティカラーイット・畑心な	15	18	22	18
Round 5	モビリティリゾートもてぎ北ショートコース	16	20	24	20
Round 6	モレッティックートも(されショートコース	16	20	24	20
Round 7	フェスティカサーキット瑞浪	12	15	19	15
Round 8	フェスティカリーキット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18	21	25	20
Round 9	オートパラダイス御殿場	16	20	24	16
Round 10	カー 17 (ファイス(世央 2 %)	16	20	24	16

2023 年 GPR カーティングシリーズ統一規則 (2023 GPR-SpR)

2023 GPR KARTING SERIES(以下「本シリーズ」という)は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに FIA 国際モータースポーツ競技規則/国際カート規則およびその付則に準拠した JAF 国内競技規則/JAF 国内カート競技規則およびその細則、2023 年 GPR カーティングシリーズ統一規則(以下「本シリーズ規則」という)および競技会特別規則に従い開催される。

第1条 競技会の名称

2023 AUTOBACS GPR KARTING SERIES

第2条 規定

- 1. 本シリーズ規則の終局条文は日本語版とし、その解釈に疑義が生じた場合には日本語版が用いられる。
- 2. GPR KARTING SERIES 事務局(以下「GPR」という)は本シリーズ規則の解釈に関して、本シリーズ に起こる諸問題を解決し、それを決定する権限を保有する。
- 3. GPR は年度途中においても規則について見直しを行う場合がある。
 その内容は、GPR 発行ブルテン(以下「GPR レースブルテン にいう)で発表される。
- 4. 本シリーズ規則に記載されていない事項については、FIA 国際モータースポーツ競技規則と国際カート競技規則、それに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその細則に準拠する。
- 5. 本シリーズ規則および競技会特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細目は公式通知によって示される。
- 6. 本シリーズは6レースの成立をもって、シリーズ成立とする。
- 7. 本シリーズ規則は、2023年1月1日に施行され、同年のシリーズ最終戦決勝日終了まで適用される。

第3条 一般的合意事項

- 1. 本シリーズに係る全ての個人、団体並びに組織は全ての規則、規定を遵守することを条件に本シリーズ競技会に参加する事が許される。
- 2. エントラント、ドライバーおよびメカニックは本シリーズ規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、GPR ならびにオーガナイザーまた、その所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。

- 3. エントラントおよびドライバーなどのチーム関係者は、オーガナイザーまたは審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れない事。
- 4. エントラント、ドライバーおよびメカニックがスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を 妨害する行為をとった場合、当該競技を失格とする。
- 5. 競技会特別規則の組織図に予定されている競技役員および ASN のみがコースに立ち入る権利を有する。
- 6. プレス関係者は、オーガナイザーに対し特に申請し、許可を得た場合以外はコースに立ち入ることはできない。
- 7. ドライバーおよびチーム関係者の暴言、暴力行為、オフィシャル指示を故意に無視した行為、およびオフィシャルへの暴言、威嚇について、当該ドライバーは競技会失格とする。また、以後開催される全ての競技会の参加を拒否する場合がある。

第4条 競技参加者の遵守事項

- 1. エントラント代表者は、自己の参加に係るすべての者に、すべての規則を遵守させる責任を有する。
- 2. 競技期間中に競技会開催サーキットにおいて、エントラント、ドライバーおよびメカニックが飲酒することは禁止される。
- 3. 指定された場所以外での喫煙は禁止される。
- 4. 本シリーズに関係するすべての者は、サーキット内では発行されたクレデンシャル等を着けなければならない。
- 5. エントラントは、競技期間中、自己の競技車両が競技車両規則および安全規定に適合していることを保証しなければならない。

第5条 反社会的勢力の排除

- 1. 参加者(登録メカニックを含む)が次に該当する場合は参加を拒否する。また参加中または参加後に判明した場合は、判明時点において当該競技会を失格とし、以後開催される全ての競技会の参加を拒否する。
 - 1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動等標ぼうゴロまたは 特殊知的暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当していると認められ るとき。
 - 2) 反社会的勢力を同伴し入場させたとき。
 - 3) 反社会的勢力と関係を有し、または、利用したと認められるとき。
 - 4) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき。

2. 上記 1.の規定により、参加を拒否し、または競技会を失格となった場合には、GPR は当該参加者の支払 済みのエントリーフィー、保険料その他競技会において発生した全ての損害を賠償する責を負わないものと する。

第6条 競技会組織委員会および審査委員会

大会公式プログラム、および特別規則書にて示す。

第7条 競技会競技役員

大会公式プログラム、および特別規則書にて示す。

第8条 競技会事務局

各オーガナイザーとする。

第9条 競技の種別、区分と格式

- 1. 種目: スプリントレース
- 2. 区分と格式: Shifter/制限付、OK/国内、Junior/準国内、Cadets/準国内

第10条 延期、中止、変更に関する事項

「カート競技会組織に関する規定」第6条に基づき、オーガナイザーは、競技会審査委員会の承認を得て競技会の一部あるいは全部を延期もしくは、中止する事ができる。競技会の全てを中止、あるいは別日へ延期する場合は、エントリーフィーは保険料を除き全額返還される。(年間エントリーの場合は対象のレース分のみ)但し天災地変の場合はこの限りでは無い。

なお、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失についてオーガナイザーおよび、GPR に抗議する権利を保有しない。さらにオーガナイザーは、審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限も併せて保有するものとする。これに対する抗議は認めない。

第11条 エントリーの種類

- 1. 年間エントリー
 - 1) 5 大会全てのレースのエントリーを一括で行う方法。
 - 2) プラスチックハードパス支給。(エントラント/ドライバー/メカニック)
 - 3) 希望ゼッケンナンバーを指定できる。(同一番号の希望者があった場合は先着順)※2~99

- 2. スポットエントリー
 - 1) 大会毎でのエントリー
 - 2) 各オーガナイザー製ペーパーパス支給。(エントラント/ドライバー/メカニック)
 - 3) ゼッケンナンバーは GPR 事務局によって割り振りされる。

第12条 エントリーの受付期間

- シリーズ年間エントリー
 3月1日(水)~4月9日(日)
- 2. スポットエントリー
 - 1) Round1&2 4月3日(月)~4月30(日)
 - 2) Round3&4 5月1日(月)~6月4日(日)
 - 3) Round5&6 6月1日(木)~7月2日(日)
 - 4) Round7&8 7月3日(月)~8月6日(日)
 - 5) Round9&10 9月11日(月)10月15日(日)

第13条 エントリーの方法

- 1. 本シリーズにエントリーする者は、エントラントの統轄のもとにエントリーしなければならない。
- 2. GPR 公式ホームーページからの WEB エントリーのみとする。
- 3. エントリーフィーの支払い手続き完了をもってエントリー完了とする。
- 4. エントリー受理または拒否の通知はエントリー受付期間終了後 14 日以内に通知する。 拒否の場合は通知から 14 日以内に返金手続きをする。

第14条 エントリーフィー

- 1. 年間エントリー
 - 1) Cadets: ¥190,000(税込)/5イベント2レース(メカニック2名登録込)
 - 2) Junior: ¥240,000(税込)/5イベント2レース(メカニック2名登録込)
 - 3) OK: ¥240,000(税込)/5イベント2レース(メカニック2名登録込)
 - 4) Shifter: ¥240,000(税込)/5イベント2レース(メカニック2名登録込)
 - 5) デジタルメディアフィー: ¥50,000 (税込) /5 イベント 2 レース (全てのカテゴリー) ※デジタルメディアフィーとは Live 映像配信、Live Timing、写真サービスなどの費用です。

- 2. スポットエントリー
 - 1) Cadets: ¥38,000 (税込) /1 イベント 2 レース (メカニック 2 名登録込)
 - 2) Junior: ¥48,000(税込)/1イベント2レース(メカニック2名登録込)
 - 3) OK: ¥48,000(税込)/1イベント2レース(メカニック2名登録込)
 - 4) Shifter: ¥48,000 (税込) /1 イベント 2 レース (メカニック 2 名登録込)
 - 5) デジタルメディアフィー: ¥10,000 (税込) /1 イベント 2 レース (全てのカテゴリー) ※デジタルメディアフィーとは Live 映像配信、Live Timing、写真サービスなどの費用です。

第15条 エントリーの資格

1. エントラント

当該年有効となるカートエントラントライセンスの所持者。

- 2. ドライバー
 - 1) Cadets: 下記ライセンス所持者

国内ジュニア B 以 上 ※ 当該年 13 歳まで (2010 年 1 月 1 日生まれ以降)

- 2) Junior:下記のいずれかのライセンス所持者(条件付ライセンスあり)
 - ①国際 F
 - ②国際 G
 - ③国内ジュニア A
 - ④国内ジュニア B ※当該年 11 歳以上(2012 年 12 月 31 日以前生まれに限る。)
- 3) OK: 下記のいずれかのライセンス所持者
 - ①国際 E
 - ②国際 F
 - ③国内 A
- 4) Shifter: 下記のいずれかのライセンス所持者
 - ①国内 A
 - ②国際 E
- 3. 本シリーズでのダブルエントリーは禁止とする。

第16条 エントリー台数制限

- 1. 各カテゴリーのエントリー最大数は、34 台までとする。
- 2. エントリー数が 34 台を超えた場合は、下記の順で GPR 事務局が決定する。
 - 1) 年間エントリーでのエントリー手続き完了順。

- 2) スポットエントリーでのエントリー手続き完了順。
- 3. 各カテゴリー、エントリー締切時点で5台未満の場合は当該カテゴリーを不成立とする。

第17条 エントリーの受理と拒否

- 1. GPR は、理由を示す事なくエントリーの受理を拒否することができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合エントリーフィーおよび保険料は全額返金される。
- 2. エントリーの正式受理通知後に参加を取り消した者に対してはエントリーフィーの返金をしない。

第18条 保険

オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバー900 万円、メカニック 400 万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。

第19条 ブリーフィング

1. ドライバーブリーフィング

すべてのドライバーはドライバーブリーフィングに出席しなければならない。

ブリーフィングに遅刻、欠席をした場合は、再ブリーフィング料(¥16,500(税込))を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。これを拒否した場合は当該選手の出走を禁止とする。

2. エントラントブリーフィング

すべてのエントラント代表者はエントラントブリーフィングに出席しなければならない。

ブリーフィングに遅刻、欠席をした場合は、再ブリーフィング料(¥16,500(税込))を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。これを拒否した場合は当該エントラントよりエントリーした選手の出走を禁止とする。

第20条 タイヤディストリビューション

- 1. 本シリーズで使用する DRY タイヤは、ディストリビューション制とする。
- タイヤディストリビューションは下記の方法で行う。
 - 1) タイヤ販売者はレースで使用する DRY タイヤをオーガナイザーが指定した場所に預け入れをする。
 - 2) オーガナイザーはカテゴリー毎にタイヤをシャッフルする。
 - 3) オーガナイザーはタイヤの両側面とトレッド面内側にゼッケンを記入の上、マーキングをする。
 - 4) 選手はタイヤ販売者から、タイヤバウチャー(タイヤ引換券)を購入し、オーガナイザーが指定した時間 にオーガナイザーから、タイヤバウチャーを引き換えにレース用タイヤを受け取る。

第21条 トランスポンダー

- 1. カートには公式練習から決勝レースまで、オーガナイザーが指定した自動計測用発信装置(トランスポンダー)を取り付けなくてはならない。取付方法や交換要請を拒否した場合、当該競技には出場できない。
- 2. トランスポンダーを紛失、破損してしまった場合、オーガナイザーから費用を請求されることがある。その際、選手はその請求額を支払わなければならない。

第22条 レースディレクター (RD)

- 1. 本シリーズではレースディレクター制(RD)を採用する。
- 2. GPR は全ての競技会へ RD を 1 名以上派遣する。またその RD はシリーズを通しての統一した判定を行う目的であり、出来る限り同一人物とする。
- 3. RD は競技長同等の権限を持ち、競技上での判定を中心とした役務を行う。

第23条 テクニカルディレクター (TD)

- 1. 本シリーズではテクニカルディレクター制 (TD) を採用する。
- 2. GPR は全ての競技会へ TD を 1 名以上派遣する。 またその TD はシリーズを通しての統一した判定を行う目的であり、 出来る限り同一人物とする。
- 3. TD は技術委員長同等の権限を持ち、車両規定上での判定を中心とした役務を行う。

第24条 本シリーズの競技方式

競技は 2 レース制(公式練習⇒タイムトライアル⇒Race1⇒Race2)とし、Race1 のスターティンググリッドはタイムトライアルの順位、Race2 のスターティンググリッドは Race1 のベストラップタイム順とする。

Race1 のベストラップタイムが同タイム場合はタイムトライアルの順位によって決定する。

第25条 公式練習

- 1. 「JAF カート競技会運営に関する規定」第 23 条および第 24 条に基づき、最低 5 分間の公式練習を行う。 すべてのドライバーはこの公式練習に参加しなければならない。 但し、コースインしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、参加したものと認められる。
- 2. この公式練習で使用するシャシー、およびエンジンは公式車検にて登録された物でなければならない。
- 3. 本シリーズでは、この公式練習での New ドライタイヤの使用は禁止とする。

第26条 予選 (タイムトライアル)

- 1. すべてのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合はタイムトライアル失格とし、Race1 は最後尾からのスタートとなる。 失格者が複数の場合はゼッケン順とする。
- 2. 出走台数が20台以内の場合はグループ分けをせずに6分間のタイムトライアルを行う。
- 3. 出走台数が 21 台以上の場合は 2 グループに分けて 6 分間のタイムトライアルを行う。
 - 1) グループ分けは参加確認受付時に抽選により決定する。
 - 2) 各グループのベストラップタイムの差が 101%を超えない場合は、各ドライバーが記録したベストラップで順位を決めるが、101%を超える場合は A 組 1 位が総合 1 位、B 組 1 位が総合 2 位、A2-3、B2-4、A3-5と以下同様に順位を決定する。
- 4. タイムトライアルに出走するドライバーは、出走するグループのタイムトライアル開始時刻までに、プレグリッドゲートを通過しなければ出走できない。
- 5. ドライバーはタイムトライアルとして設定された時間内であれば任意のタイミングで出走できる。但しピットに戻った場合は再出走できない。
- 6. ベストラップが同タイムの場合は、セカンドベストラップで順位を決定する。更に同タイムの場合もこれに準ずる。(サードベストタイム以降のタイム)

第27条 Super Pole (スーパーポール)

- 1. Junior/OK に限り、下記の条件が揃った場合、「Super Pole」を実施しタイムトライアルの 1 位~8 位を 決定する。その際の 9 位以降の順位は先だって行われたタイムトライルの結果とする。
 - 1) タイハトライアルの出走台数が 21 台を超えてグループ分けが行われた場合。
 - 2) ドライコンディションである場合。(その際、コンディションの判断は競技長に委ねられる。)
- 2. 各グループの 1 位~4 位のドライバーが Super Pole に出走する事が可能となる。
- 3. 該当選手には、タイムトライアル後の車検を通過したのち、パルクフェルメにて Super Pole 専用の New ドライタイヤ 1 セットが大会事務局から配布される。
- 4. Super Pole は 6 分間で行われ、その際に使用するタイヤは、上記 3.に示される Super Pole 専用タイヤのみが許される。
- 5. Super Pole 専用タイヤは Super Pole でのみ使用する事ができ、その後の決勝レースで使用する事は禁止される。

第28条 決勝

- 1. 青・赤旗の採用
 - 1) すべてのカテゴリーの決勝ヒートに適用される。
 - 2) 周回遅れのドライバーおよび周回遅れになろうとしているドライバーに対し、「青・赤旗(2重対角線で区分)」が示され、決勝ヒートから除外される。
 - 3) 青・赤旗は競技長の指示によりコントロールライン上で示される。旗の提示を受けたドライバーは、その周回でパルクフェルメに戻らなければならない。パルクフェルメに戻らない場合は、黒旗(当該ヒート失格)の対象となる。
- 2. ニュートラリゼーションの採用
 - 1) すべてのカテゴリーの決勝ヒートに適用される。
 - 2) 運用方法は、付則-1を参照。
- 3. レース着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。 完走者となる為には、チェッカーにかかわらず、規定周回数の 1/2 以上を完了しなければならない。
- 4. レースの着順は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - 1) チェッカーを受けた完走者
 - 2) チェッカーを受けない完走者
 - 3) 不完走者
 - 4) 同周回数の場合は、その周回を先に完了(フィニッシュライン通過)した者を優先する。
- 5. 各レースは規定周回数の60%以上が消化された場合、当該レースが成立する。
- 6. 規定周回数は、本シリーズ規則「2023 GPR KARTING SERIES Race Calendar |参照。

第29条 レースの中断

- 1. 競技長が競技を中断する必要があると判断した場合、赤旗が提示され、レースは中断される。
- 2. 赤旗が提示された場合、全てのカートは直ちに速度を落とし、ホームストレート上のスタートラインを先頭に 停止する。
- 3. レースが規定周回数の 60%を消化している場合はレース成立とし、赤旗提示 1 周回前の時点での順位 がレース結果となる。
- 4. 60%以下の場合、規定周回数に満たない周回数でのレース再開をする。その際の手順は以下のとおり。
 - 1) 再スタート出来るカートは、赤旗提示1周前のフィニッシュラインを通過したカート。
 - 再スタート時刻まではカートを修理することが可能。但しコース上では行えない。
 - 3) 再スタート方法は本シリーズ規則の付則-1「ニュートラリゼーション」運用方法が適用される。

第30条 スタート手順

- 1. スタートの合図は灯火信号によって行われる。
- 2. スタートの手順は以下に従い行われる。
 - 1) フォーメーションラップ開始 10 分前までにプレグリッドゲートを通過しプレグリッドにて待機しなければならない。
 - 2) 審査委員会が認めた場合を除き、フォーメーションラップ開始 10 分前までにプレグリッドゲートを通過できなかったドライバーは当該レースの出走はできない。
 - 3) オフィシャルの指示により、すべてのカートとドライバーは本コース上スターティンググリッドへと移動する。この際有効なクレデンシャルを所持している者はグリッドへ進入する事ができる。
 - 4) スタート進行はフォーメーションラップ開始 5 分前から開始される。
 - ①5 分前ボード: すべてのカートをスターティンググリッドへと配置する。
 - ②3 分前ボード:ドライバーおよび当該メカニック(Cadets・Junior は最大 1 名/OK・Shifter は最大 2 名)以外はグリッドから退出しなければならない。 この時点からのインタビューは禁止。
 - ③1 分前ボード: Cadets・Junior のメカニックはグリッド側方へ避ける。
 - ④30 秒前ボード: このボードが提示されたおよそ30 秒後にグリーンフラッグを合図にフォーメーションラップが開始される。この際、エンジンが始動しなかったカートをメカニックが援助する事は許される。但しオフィシャルから停止の合図がされた場合は、直ちに援助を止めカートをコース外へ排除しなければならない。

第31条 スタート方法 (Cadets/Junior/OK)

- 1. スタートは「カート競技運営に関する規定」第28条2.に基づくローリングスタートとし、次の事項が適用される。
- 2. フォーメーションラップは概ね 2 周で行われ、1 周目はエンジンおよびタイヤのウォームアップ用とし、2 列の隊列を整える必要は無い。但し大きくカート左右に振っての走行は禁止される。
- 3. 2 周目のフォーメーションラップは 2 列の隊列を整えスタートラインへと向かう。
- 4. フォーメーションが整い、スタートライン 25m手前に引かれたイエローライン前に加速しておらず、ポールポジションのドライバーが最初にイエローラインに到達した事を確認した競技長が赤信号を消灯してスタートとなる。
- 5. すべてのカートは赤信号が消灯するまで、白い線で引かれたフォーメーションラインからはみ出す事は禁止される。
- 移列復帰禁止区間でのポジション復帰は禁止される。

- 7. 隊列復帰禁止区間内ではすべてのカートを対象に蛇行運転は禁止され、加速・減速を行わず一定の速度を保たなければならない。この際前車との間隔はおよそカート半台分以上空ける事は禁止される。
- 8. フォーメーションラップ中に大きく隊列から遅れたと競技長が判断した者には、「白地に赤バッテン」のボードが提示され、最後尾に着かなければならない。
- 9. フォーメーションラップに大きく遅れた者が隊列の前に出て待つ事は禁止される。
- 10. 隊列に参加できない者がいた場合、他の者はその場所をスタートの合図が出るまで、空けておかなくてはならない。
- 11. スタート後、先頭のカートが 1 周するまでにスタートラインを超えないカートは、そのヒートを出走する事はできない。

第32条 スタート方法 (Shifter)

- 1. スタートは「カート競技運営に関する規定」第28条3.に基づくスタンディングスタートとし、次の事項が適用される。
- フォーメーションラップは概ね2周で行われ、ホームストレートトのスターティンググリッドに戻って停止する。
- 3. 全車がグリッドに着いた時点で赤信号が点灯し、2 秒以上3 秒以内に赤信号が消灯しスタートとなる。
- 4. フォーメーションラップ 2 周目の隊列復帰禁止区間からスターティンググリッドまでは低速で走行する事。
- 5. フォーメーションラップ中に隊列から遅れた者は最後尾からのスタートとなる。
- 6. スターティンググリッドに停止後、スタート出来ないドライバーは両手を高く挙げ後方のドライバーに知らせなければならない。
- フォーメーションラップ終了後、スターティンググリッドに着いた際、問題がある場合は下記の処置をとる。
 - 1) オレンジもしくは黄色信号が点滅し、オフィシャルの送り出し指示によりエキストラフォーメーションラップを開始、再びスターリンググリッドに戻り、上記 3.の手順でスタートする。この際レース周回数は 1 周減算される。
 - 2) 問題の原因となった者が再スタートできる場合は最後尾からのスタートとなる。原因となった者が複数の場合、グリッド順に配列される。
 - 3) 最後列の者が問題の原因となった場合は、1)~2)は適用されない。
- 8. エキストラフォーメーションラップは 2 回までとし、3 回目に原因となった者はオフィシャルにより排除されスタートが行われる。

第33条 プレグリッドおよびスターティンググリッド

1. プレグリッドおよびスターティンググリッドへは、カートに装着されたタイヤ 1 セット以上のタイヤを持ち込む事は 出来ない。

- 2. プレグリッドおよびスターティンググリッドへの工具の持ち込みは可能とするが、蓋付の箱に収納し、カートトローリーもしくはカートスタンドに乗せておく事。但しプレグリッドおよびスターティンググリッドでの工具を使用した作業は一切禁止とする。
- 3. プレグリッドにおいて、タイヤのエア圧の調整は可能であり、その際にエアを抜くだけの為に、エアゲージの使用は認められる。
- 4. プレグリッドおよびスターティンググリッドでは、メカニックおよびエントラントのクレデンシャルを所持した者のみがカートに触る事ができる。その際に当該カート登録外のクレデンシャル所持者が、他のカートを援助する事ができるが、そこで起きたトラブルに大会側は一切の責任を負わないものとする。

第34条 車両保管

- 1. レースの終了後に車両保管および車両再検査を行う、保管が解除になったカートは、エントラントが速やか に引き取らなければならない。
- 2. 技術委員長は、スタートしたすべての車両に関し検査を行う権限を保有するものとする。技術委員長が検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が、責任をもって車両の分解および組立を行わなければならない。 但し、関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会う事はできない。
- 3. レース終了後の車両保管を拒否した者は、そのレース失格となる。

第35条 エンジン始動確認

- 1. パドック内においてエンジンの始動は禁止とする。
- オーガバイザーが指定したTリア内でのみ、Tンジンの始動確認(目安5秒以内)を行うことができる。

第36条 その他競技に関する一般事項

- 1. 旗の信号については「カート運営に関する規則」第13条に従う。但し、スタート合図は灯火信号を用いる。
- 2. コースアウトに対するペナルティは競技長もしくはレースディレクターの判断による。
- カートの停止、トラブル、ピットイン・アウト時などにはドライバーサインを活用して、他のドライバーに明確にアピールする事。
- 4. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップ含む)コース上で停止した場合は、他を妨害する事無く、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。但し、Cadets と Junior の選手はカートから降車した時点で再出走は認められない。また復帰する為の最小限の方向転換は認められる。

- 5. 公式練習、タイムトライアルおよびレース中(フォーメーションラップ含む)にリタイヤしたドライバーは自分のカートを安全な場所に移動しなければならない。
- 6. レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトと見なされ、ペナルティの対象となる。
- 7. すべてのドライバーは下記の条件を備えた消火器を1本以上備えていなければならない。
 - 1) 種類: ABC 粉末タイプ
 - 2) 大きさ:4型(内容量1.2kg)以上
- 8. ピットにおける火気の使用を禁止する。
- 9. 「カート競技会参加に関する規定」第 18 条に基づき、メカニックの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統轄の責任があるものとする。メカニックの規則違反は、当該ドライバーに対するペナルティとなる事がある。
- 10. 本シリーズレースの成立とは、各カテゴリー5 名以上の選手が参加しなければならない。5 名に満たない場合は、そのカテゴリーのレースは成立しない。なお、この場合における参加とは選手受付を 5 名の選手が問題無く終える事をいう。

第37条 広告

- 1. ゼッケンベースステッカーに広告を表示する事は認められない。
- 2. GPR は、次のものに関し抹消する権限を有し、エントラントおよびドライバーはこれを拒否することができない。
 - 1) 公序良俗に反するもの。
 - 2) 政治・宗教に関連したもの。

第38条 肖像権および個人情報

1. 肖像権

オーガナイザー、GPR、およびこれらの指定した第三者は、参加者の写真その他の肖像、参加車両の写真、音声、映像等をウェブサイト、SNS、報道、放送、出版に使用することができる。

2. 個人情報

オーガナイザーおよび GPR は、個人情報の保護に関する法律に基づき、大会参加者の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

1) 業務内容

大会受付、大会プログラム作成、大会リザルト作成、大会参加条件の確認、LiveTiming および映像配信、その他大会を円滑に開催する為の業務とこれらに付随する業務。

2) 利用目的

- ①大会の情報を公表する為。
- ②大会内容を PR する為。
- ③大会中に発生した事故処理にて、保険対応などを行う為。

第39条 抗議の提出

- 1. 「JAF国内カート競技規則」第40条に基づき、書面をもって抗議料とエントラントライセンスを添付の上、エントラントより事務局長に提出するものとする。
- 2. エントラント、または当該エントラントが文書で正式に指名した代理人のみが抗議権を有する。
- 3. 「JAF 国内競技規則」10-20 に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果、付則-3GPR Penalty Catalog Pn14 および Pn41 により課されたペナルティに対する抗議は認められない。

第40条 抗議提出の時間制限

- 1. 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2. 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 3. 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。

第41条 抗議料

- 1. OK: 53,300 円
- 2. Shifter、Junior、Cadets: 21,200 円

第42条 成績および賞典

- 1. 成績は決勝ヒートの結果により決定する。
- 2. レース結果 1~3 位までの選手、及び 1 位の選手が所属するチーム代表(代理可)。
- 3. ドライバーポイントランキング 1 位の選手。(シリーズ賞典)
- 4. チームポイントランキング 1 位のチーム代表。(シリーズ賞典)

第43条 表彰式

- 1. レース結果 1~3 位の選手はレーシングスーツを着用すること。
- 2. 各カテゴリー優勝者のチーム代表(代理可)は必ず表彰式に参加すること。

第44条 シリーズポイント

- 1. ポイントはレース完走者のみに与えられる。
- ドライバーシリーズランキングは有効ポイント制とし、高いポイントから8レース分を合算する。
- 3. 但し成立したレースが8レースに満たない場合は全ポイントを合算する。
- 4. タイムトライアルで 1 位となった選手には 1 ポイントを与える。このポイントは各競技会の Race1 にのみ加 算される。(奇数レース)
- 5. チームポイントは、チーム所属のドライバー内で最大ポイント獲得者分のみが与えられる。
- チームシリーズランキングは獲得した全てのポイントを合算する。
- 7. 有効ポイントが同点であった場合の順位は下記の順で最終ランキングを決定する。
 - 1) 総獲得ポイントの多い順。
 - 2) 優勝回数の多い順。以下 2 位の多い順、3 位の多い順、4 位、5 位・・・。

本シリーズのドライバーに与えられるポイントは下表の通り。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	位	位	位	位	位	位	位	位	位	位
Pt	20	15	11	8	6	5	4	3	2	1

但し、競技会参加者数(選手受付時)に応じ下表の通り、ポイントの対象となる順位が制限される。

参加者数	20 台以上	18~19台	16~17台	14~15台	12~13台	5~11台
ポイント対象	10 位まで	9 位まで	8 位まで	7 位まで	6 位まで	5 位まで

第45条 カート

- 1. 車検時においてシャシーに GPR 指定の封印が実施される。但し、公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。
- 2. 登録済みシャシーが破損し、技術委員長が修復不可能と判断した場合に限り、下記を条件に1大会に つき1回のみ交換が認められる。
 - 1) 交換後の決勝ヒートは最後尾スタートとする。(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする。)
 - 2) ヒートスタート 30 分前までに、競技会事務局に申告すること。
 - 3) 再登録料、¥5,000(税込)
- 3. ゼッケンベースステッカーとゼッケンナンバーは GPR が指定したものを前後左右 4 か所に貼り付けていなければならない。サイドボックスのものは後輪側に貼り付けること。※付則-4「ゼッケン&ベース規定」参照

- 4. ウェットコンディションの場合、インテークサイレンサーにカバーを装着することができる。
- 5. ラジエターに使用できる冷却水は H2O のみとし、温度調整用のガムテープを使用することができるが、この際は 1 周以上巻き付け、剥がれ落ちないようにすること。
- 6. 走行中に燃料タンクからの燃料漏れ、およびエンジンからのオイル漏れを防止する為に有効なキャッチタンク を必備とする。
- 7. 車両にテレメトリーシステムの装着を禁止する。
- 8. 車両にカメラを搭載することは禁止する。(GPRがPR目的でカメラ搭載依頼した場合を除く)

第46条 エンジン

- 1. 車検時においてエンジンに GPR 指定の封印が実施される。但し、公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。
- 2. 登録済みエンジンが破損し、技術委員長が修復不可能と判断した場合に限り、下記を条件に1大会につき1回のみ交換が認められる。
 - 1) 交換後の決勝ヒートは最後尾スタートとする。(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする。)
 - 2) ヒートスタート 30 分前までに、競技会事務局に申告すること。
 - 3) 再登録料、¥5,000(税込)
- 3. エンジンは No.刻印が打たれていなければならない。

第47条 燃料

- 1. ガソリン
 - 1) 「JAF 国内カート車両競技規則」第 25 条に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている 無鉛ハイオクガソリンを使用しなければならない。
 - 2) ガソリンは特別規則書または公式通知にて指定された購入場所で購入し、購入証明書を車両申告 書に添付しなければならない。

2. 検査

ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告なく検査を行う場合がある。

この検査によって疑義が生じた場合は GPR が準備したガソリンに変更を指示する可能性があり、この時に使用するオイルは該当選手が未開封のオイルを準備しなければならない。またこのガソリンの費用は選手が負担しなければならい。

これを拒否した場合は、以降のレースに出走できない。

第48条 ドライバー装備品

JAF 国内カート競技規則集の「カート競技会参加に関する規定 I第 11 条を適用する。

第49条 タイヤ

- 1. 全てのカテゴリーにおいて、ドライ・ウェット共に各 1 セット/1 大会(2 レース)のみの使用。但し、レース中 に破損してしまったタイヤは技術委員長承認のもと、1 本/1 大会のみの交換が認められる。また交換するタ イヤは破損タイヤ同等以下であること。
- 2. 急激な天候の変化などの要因で、審査委員会の判断によって、ウェットタイヤに限り、全選手対象に1セットの追加交換を認める場合がある。
- 3. ウェットタイヤのマーキングは最初に使用したタイムトライアルを含むレース後に行う。
- 4. タイヤはいかなる場合もグルービングを含み一切の加工は禁止される。また薬品の添付やケミカル類を使用 したふき取りなども禁止される。

第50条 ペナルティ

- 1. ペナルティには次の6種類がある。
 - 1) 警告
 - 2) 罰金
 - 3) タイムペナルティ
 - 4) ラップペナルティ
 - 5) 失格
 - 6) 退場
- 2. 警告はその必要があると判断された軽微な違反に対して適用される。
- 3. 罰金は選手のレースに対するパフォーマンスに影響が及ぼさない違反に適用される。
- 4. タイムペナルティは失格に至らない違反に適用される。
- 5. ラップペナルティは失格に至らない違反に適用される。
- 6. 失格は上記 1)~4)のペナルティでは不十分と判断される重大な違反に適用される。
- 退場は競技会に参加する事が他の参加者や主催者にとって脅威となるような事項に適用される。
- 8. ペナルティはシリーズとして、次の競技会へ持ち越す場合もある。
- 9. ペナルティ例については、付則-3「GPR Penalty Catalog」参照。

第51条 GPR-Cadets 車両規則

1. シャシー

- 1) 使用できるシャシーは、CIK-FIA 公認(Group3)もしくは JAF 登録のものとする。 なお「JAF 国内カート競 技車両規則 1第 5 条に従い、公認の有効期限が満了した後、2 年間の使用を認める。
- 2) フロントブレーキの装着は禁止とする。

2. ボディワーク

- 1) CIK-FIA 公認(Group3)もしくは JAF 登録のサイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。
- 2) CIK-FIA 公認のフロントフェアリング取り付けキットを使用しなければならない。
- 3) 追加導風ダクトの使用は禁止だが、ブレーキへの導風ダクトのみ認められる。

3. エンジン

使用できるエンジン、キャブレター、クラッチ、マフラー、インテークサイレンサー、およびこれらに付随する規則は、「2023 SLカートミーティング車両規定」の YAMAHA カデットオープンを適用とする。

4. キルスイッチ

エンジンを停止させるための、キルスイッチを必備とする。

5. エンジンオイル

使用できるガソリン混合用オイルは、ヤマハ Formula KT 2CR に限る。

6. 登録可能数

シャシー:1台 / エンジン:1基

7. 最低重量

110 k g

8. 917

DUNLOP (DRY: SLJ/WET: SLW2)

第52条 GPR-Junior 車両規則

1. シャシー

- 1) 使用できるシャシーは、CIK-FIA 公認(Group2)のものとする。なお「JAF 国内カート競技車両規則」第 5 条に従い、公認の有効期限が満了した後、2 年間の使用を認める。
- 2) フロントブレーキの装着は禁止とする。

2. ボディワーク

- 1) 「JAF 国内競技車両規則」第 7 条および第 9 条に従った、CIK-FIA 公認(Group2)のサイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。
- 2) CIK-FIA 公認のフロントフェアリング取り付けキットを使用しなければならない。
- 3) リアプロテクションの取り付けについては「JAF 国内競技規則 I第7条に従う。
- 4) 追加導風ダクトの使用は禁止だが、ブレーキへの導風ダクトのみ認められる。

3. エンジン

- 1) IAME 社国内正規輸入元により輸入され、エンジン・シリアル番号が登録された日本仕様の IAME PARILLA X30 のみの使用とし、一切の変更・改造は禁止される。また、全ての部品、取付は工場出荷時の状態から変更は認められない。
- 2) エンジン・シリアル番号 M3521/B3059 以前のエンジンに刻印の有るシリンダーを使用する事は出来るが、 M3521/B3059 以降のエンジンに刻印の無いシリンダーを使用する事は出来ない。
- 3) シリンダーガスケットは X30 純正品の下記の部品番号に限る。 シリンダーG/K 部品番号 EBP-125045 0.4mm

,

シリンダーG/K 部品番号 EBP-125046 0.2mm

シリンダーG/K 部品番号 EBP-125047 0.1mm

- 4) リードペダルはメーカー純正グラスファイバー製 0.3mm(部品番号 X3011840)あるいはメーカー純正オプション CFRP 製 0.24 mm(部品番号 F-11840-C)のみの使用に限る。グラスファイバー製と CFRP 製を混ぜて使用する事は認められない。
- 5) クラッチガード、クラッチドラム、クラッチシュー、クラッチベアリング、クラッチオーリングは X30 純正部品の下記の部 品番号に限る。

クラッチガード X30125595

クラッチドラム X30125550A

クラッチベアリング B-55598

クラッチオーリング A-60565

クラッチシュー X30125840 または X30125841

スターターギア X30125830 または X30125831

クラッチは、組付け後、油脂類は速やかに除去され、またいかなる物も塗布、付加等は禁止する。

いは、IAME 純正ローラーベアリング、部品番号 X30125397 (BC1-3342B) とする。

- 6) ドライブスプロケットは#219 チェーンサイズ用のみの使用に限る。
- 7) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。

オイルシール(工場出荷時と同方向にて取付ける事。 開口部がクランクケース側であること)、ドライブスプロケット、スモールエンドベアリング、ビッグエンドベアリング、サークリップ、ケースベアリング、バランスシャフトベアリング 6005 C3/C4、6202 C3/C4/C4H、ボルト、ナット、ワッシャー、コンロッドワッシャー 但し、ケースベアリングは単列深溝玉軸受ボールベアリング 6206 番台の開放形(銘柄は自由とする)、ある

4. 吸気系統

- 1) キャブレターは X30 純正部品の Tryton HB27C(ベンチューリーの最大直径 26mm以下)または Tillotson HW27A(ベンチューリー最大直径 27mm以下)の使用を可能とし、キャブレター・ガスケットの厚みは 1 mm(+/-0.3 mm)であること。 改造は一切認められない。
- 2) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。 メタルダイアフラム、ポンプダイアフラム、ダイアフラムガスケット、インレットニードル&ガスケット、メタリングレバー、メタ リングレバーピン、インレットスプリング、ストレーナカバー、ストレーナカバーガスケット、ストレーナスクリーン、ニードル スクリュー ロリング
- 3) インレットサイレンサーはエンジンと一緒に供給されているオリジナル純正品とし、部品番号 X30125740 のエア ーフィルターを備えたゴム製マニホールドは必備とする。
 直径 22mmのダクトを2つ備えた吸気消音器。※22mmのダクトに取り付けるネットの着脱は自由

5. マフラー

改造は一切認めない

1) 使用できる純正マフラー(マフラーキャップ含む)及び取付部品は、下記の部品番号製品のみとする。

ワンピースマフラー 部品番号 X30125715

エキゾストマニホールド 部品番号 X30125370J (22.7mm)

Tキゾストスペーサー 部品番号 X30125375

エキゾストスタットボルト 部品番号 X30125355

※エキゾストスペーサーの使用数は1枚、エキゾーズトガスケットは純正品を2枚、装備を義務とする。

- 2) マフラーキャップは IAME 刻印のあるものとし、改造は認められない。
- 3) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。 エキゾーストスプリング
- 4) 排気温センサー取り付けのための加工は認める。

6. 燃焼室

付則-2 による測定方法により計測した容量から「プラグインサート」容量(2 cc)を引いた燃焼室の最小容積は7.7 cc以上とする。

スキッシュは 0.9mm以上とする。測定方法はプラグホールから 1.5mmのハンダを挿入しシリンダー面に直角方向にセットしクランクシャフトを 1 回転させ潰れたハンダの厚みを計測。

7. ラジエターパーツ

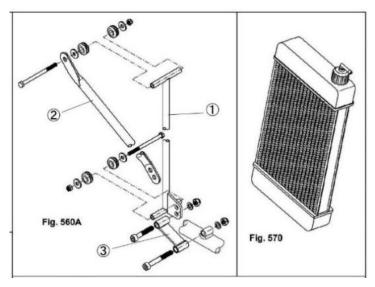
1) ラジエター本体と取付ステーは以下のものに限る。

X30 ラジエター

- ·410mm×198mm (部品番号 T-8000B)
- ·410mm×230mm(部品番号 T-8001)

X30 標準ラジエターサポートK I T (部品番号 T-8135-C) 、(部品番号 T-8136-C)

※但し、補助ステー(下図②)およびフレーム本体への取付ステー(下図③)は銘柄を自由とする。



- 2) ウォーターポンプ、プーリーはメーカー純正部品の使用に限る。
- 3) サーモスタットは純正部品の使用に限る。
- 4) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。 ラジエターホース、ウォーターポンプベルト (Oリング)、ウォーターポンプインナーパーツ (オイルシール、ベアリン グ)

8. 雷気系統

- 1) メーカー純正の SELETTRA Digital-K 或いは SELETTRA Digital-S が使用可能だが、改造は一切禁止 する.
- コントロールユニットは SELETTRA Digital-K の場合回転数リミット 15,500rpm (部品番号 X30125930)、Digital-S の場合回転数リミット 16,000rpm の (部品番号 X30125933-C、X30125993)を使用しなくてはならない。
- 3) バッテリーの搭載方法はシャシーフレームの周辺、またはフロアに設置する。
- 4) バッテリーボックスは銘柄自由。
- 5) バッテリー搭載クランプはしっかり固定できるものであれば銘柄自由。
- 6) プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm以下のものに限る。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山 長の変更禁止。
- 7) 以下の電装パーツは X30 純正部品のみの使用に限る。
 - ①ワイヤーハーネス

(部品番号 X30125935-C、X30125935D-C または IFE-05003A、IFE05004)

②イグニッション SELETTRA

(部品番号 X30125950、X30125952 または X30125953)

③スターターリレー

(部品番号 X30125950、X30125952 または X30125953)

④ケーブルハーネスアダプター

(部品番号 2012-2013 変換用 X30125939)

8) メーカー純正以外で使用できる部品は以下の通りとする。バッテリー、プラグ、プラグキャップ、コイルアースケーブル

9. エンジンオイル

使用できるガソリン混合用オイルは、CIK-FIA 公認オイルに限る。

10.登録可能数

シャシー:1台 / エンジン:2基

11.最低重量

145kg

12.917

DUNLOP (DRY: SL22 / WET: SLW2)

第53条 GPR-OK 車両規則

1. シャシー

- 1) 使用できるシャシーは、CIK-FIA 公認(Group2)のものとする。なお「JAF 国内カート競技車両規則」第5条に従い、公認の有効期限が満了した後、2年間の使用を認める。
- 2) フロントブレーキの装着は禁止とする。

2. ボディワーク

- 1) 「JAF 国内競技車両規則」第 7 条および第 9 条に従った、CIK-FIA 公認(Group2)のサイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。
- 2) CIK-FIA 公認のフロントフェアリング取り付けキットを使用しなければならない。
- 3) リアプロテクションの取り付けについては「JAF 国内競技規則」第7条に従う。
- 4) 追加導風ダクトの使用は禁止だが、ブレーキへの導風ダクトのみ認められる。

3. エンジン

使用できるエンジンは「2023 全日本カート選手権 OK 部門適用車両規定」に合致した CIK-FIA 公認エンジンとする。 なお「JAF 国内カート競技車両規則」第 29 条 2)に従い、公認の有効期限が満了した後、2 年間の使用を認める。

4. Tンジンオイル

使用できるガソリン混合用オイルは、CIK-FIA 公認オイルに限る。

5. 登録可能数

シャシー:1台 / エンジン:2基

6. 最低重量

150 k g

フ. タイヤ

DUNLOP (DRY: DGM / WET: W14)

第54条 GPR-Shifter 車両規則

1. シャシー

使用できるシャシーは、CIK-FIA 公認(Group2)のものとする。なお「JAF 国内カート競技車両規則」第 5 条に従い、公認の有効期限が満了した後、2 年間の使用を認める

2. ボディワーク

- 1) 「JAF 国内競技車両規則」第 7 条および第 9 条に従った、CIK-FIA 公認(Group2)のサイドボックス、フロントパネル、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステー等の公認部品を含み必備とする。
- 2) CIK-FIA 公認のフロントフェアリング取り付けキットを使用しなければならない。
- 3) リアプロテクションの取り付けについては「JAF 国内競技規則」第7条に従う。
- 4) 追加導風ダクトの使用は禁止だが、ブレーキへの導風ダクトのみ認められる。

3. エンジン

- 1) VORTEX ROK-SHIFTER とし、クラッチ・ギアボックスを含み一切の変更・改造は禁止される。
- 2) 最大気筒容積は 125cc とする。
- 3) ヘッドスキッシュは 1.15mm以上なければならない。その計測方法は、2.0mm のハンダをピストンピン方向の 左右同時に使用し、ノギスでその 2 点の数値を測定。最終測定値はその 2 点の平均値とする。ガスケットはメ ーカー純正品のみ使用できる。
- 4) メーカー純正品以外で使用できる部品は以下の通りとする。ドライブスプロケット、プラグキャップ、オイルシール、サークリップ、スモールベアリング、ビッグエンドベアリング、コンロッドワッシャー

4. 吸気系統

1) キャブレター

使用できるキャブレターは純正 DELL'ORTO 製 VHSH30 のみで一切の変更、改造は認められない。

①使用可能パーツ番号(下図参照)

281(1656540)スライド 40

280(853033)スライドニードル K98

283(12539268)スプレーノズル DP268

284(621760)スタータージェット 60

285(1053201)アイドルジェットインサート CDI 45-60

286(1299560)アイドルジェット 60

294(1576003)JU-GR.4

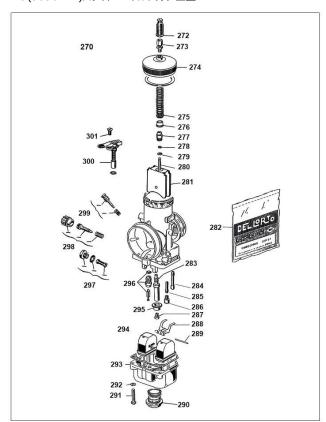
296(8649250)ニードルバル KIT250

②変更可能パーツ番号(下図参照)

287(6413160)メインジェット

③取付位置変更可能パーツ番号(下図参照)

279(9596211)スライドニードルクリップ位置



2) インレットサイレンサー

ARROW TYPE"E"のみとし、一切の改造は禁止とする。2 本のダクトは 29mm以下であり、ダクト入口にあるプラスチック製のメッシュカバーは外すことは認められる。

5. マフラー

1) 使用できる純正マフラーおよび付属チューブは下記の部品番号のみとする。

マフラー 部品番号 10920/SHF

ジョイントチューブ 部品番号 10914/SHF

2) 使用できるサイレンサーは下記の部品番号のみとする。

部品番号 10900/SHF

6. 電気系統

- 1) 使用できるコイルは、下記の部品番号の 2 タイプとする。 部品番号 No.105 458 54/A/18 もしくは 036-IG-27 とする。
- 2) すべての点火カットシステムは禁止とする。

7. 燃料系統

1) 燃料ポンプ DELL'ORTO 製フューエルポンプ、Code11023 のみとする。

2) 燃料供給システム

フューエルタンクとキャブレター間のフュールポンプ 1 個が唯一認められたシステムとする。如何なるメカニカルマニュアル、電子システム、また他機器の使用は認められない。フューエルホース(リターン)間に如何なるパーツ(ホースジョイント・コック等)、または同様なパーツの使用は認めらない。フューエルフイルターは 1 個のみ使用が認められる。(フューエルタンク、ポンプ、キャブレター間)

8. エンジンオイル

使用できるガソリン混合用オイルは、ENI Spa Kart 2Tに限る。

9. 登録可能数

シャシー:1台 / エンジン:2基

10.最低重量

175kg

11.917

ROK SHIFTER 専用タイヤ (DRY: YLR / WET: YLP)

付則-1「ニュートラリゼーション |運用方法

- 1) 競技長はレースのニュートラリゼーション(フルコースイエロー)を決定することができる。この手順は、コース上に障害があった場合、またはドライバーやオフィシャルに緊急の健康被害があり、ただしレースを中断するには至らないと判断される状況においてのみ用いられる。
- 2) ニュートラリゼーションの指示は、全ての監視ポストで単独の黄旗が**振られ**、「SLOW」ボード(黄色地に黒で「SLOW」と書かれたボード)が掲げられ、ニュートラリゼーションが完了するまで維持される。
- 3) 全ての走行中の競技カートは先頭のカートの後ろに 1 列となってつかなければならず、前のカートがトラブルなどにより 減速又は停止した時等、安全を確保する場合以外、追越しは禁止される。
- 4) ニュートラリゼーションラップの間、先頭のカートは適切な速度にてペースをコントロールし、その他の全てのカートは隊列の間隔をできるだけ詰めて保たなければならない。
- 5) 競技長がニュートラリゼーションの終了を決定する時、「SLOW」ボードは維持され、**黄旗は静止(振動から静止に変化)**で掲示される。これが、次に**フィニッシュライン(コントロールライン)を超えたらレースが再開**されることをドライバーに**知らせるサイン**となる。この時、先頭のカートは適切な速度で走行を続ける。
- 6) オフィシャルが、フィニッシュライン(コントロールライン)上で緑旗の振動掲示することによりレースの再開を合図する。
- 7) 再開の際、先頭のカートは隊列復帰禁止区間開始を示す**レッドラインを超えて初めて加速**することができる。カートはフィニッシュライン(コントロールライン)を**超えるまで追越しは禁止**されたままである。
- 8) 監視ポストの黄旗と「SLOW」ボードは下げられ、代わりに緑旗が振られる。これらは最大で1周の間掲示される。
- 9) ニュートラリゼーションの間に成立した全てのラップはレースラップとしてカウントされる。 ニュートラリゼーションの間にレースが終了した場合、カートは通常どおりチェッカーフラッグを受ける。追越しは、深刻な問題によりカートが減速する場合にのみ認められる。(ピットインしたカートは除く)

付則-2 「燃焼室の容量計測方法」

- 1) シャシーからエンジンを降ろす。
- 2) エンジンが常温になるまで待つ。
- 3) 点火プラグの突出を検査するため、シリンダーヘッドを外させる。
- 4) 点火プラグを外させる(18.5mmの寸法を検査)。
- 5) 点火プラグの代わりに「プラグインサート」をねじ留める(シリンダーヘッドに締め付けられた「プラグインサート」は、燃焼室のドーム上部より突出してはならない。 長さ 18.5mmの点火プラグと同じ方法でシリンダーに固定されなければならない)。
- 6) ピストン最上部とシリンダーの周囲を、グリスを用いて防水処理する。
- 7) ピストンを上死点に位置させ、クランクシャフトを固定する。
- 8) はみ出したグリスを丁寧に取り除く。
- 9) シリンダーを元に戻し、製造者によって推奨されるトルク値でこれを締め付けさせる。
- 10)実験用の目盛り付きビュレット(機械式または電子式)を用いて、燃焼室を「プラグインサート」の上端部分の最高位まで (DEXTRON VI type oil で) 満たす (ヘッドガスケット面を濡らす) 。
 - ※代替え方法として、上記 3)、6)、7)、8)、9)を省く方法がある。

付則-3「GPR Penalty Catalog」

	\ \$ ====	o° ± 11 = ./E°	農老(会表表例でも、それがヘイでは何い)
	違反行為	ペナルティ例	備考(参考事例であり、これが全てでは無い)
Pn.01	黄旗無視	10 秒加算	ヒート中
Pn.02	黄旗無視	1 st -3 rd L 抹消	公式練習中、タイムトライアル中
Pn.03	黒旗無視	大会失格	
Pn.04	青旗無視	30 秒加算	
Pn.05	青·赤旗無視	黒旗	
Pn.06	白地に赤×旗無視	30 秒加算	
Pn.07	オレンジボール旗無視	黒旗	
Pn.08	ダブルチェッカー	1 st -3 rd L 抹消 ヒート失格	公式練習、タイムトライアルでの場合 ヒート中の場合
Pn.09	白黒旗無視	黒旗	白黒旗による警告をしても改善が見られない場合。
Pn.10	服装違反	ヒート失格	
Pn.11	車両規則違反	ヒート失格	レース結果に影響を及ぼすもの(エンジン・キャブレター・マフラー規定外、シャシー規定外、 規則外のパーツ使用など
Pn.12	重量違反	ヒート失格	再計測は行われない
Pn.13	ガソリン違反	ヒート失格	レース後の抜き打ち検査により、明らかに異常だと審査委員・技術委員長・TDが判断した 場合
Pn.14	F フェアリングペナルティ	5 秒加算	公式練習、TT は適用されない
Pn.15	F フェアリング不正行為	大会失格	不正な取り付けや、脱落後に戻す不正を起こった場合など
Pn.16	フォーメーション違反	3-10 秒加算	フォーメーションラップ中に他選手に影響を及ぼすような蛇行運転や、ペースが速すぎ・遅すぎ。正確ではないポジションを取るなど
Pn.17	隊列違反	5-10 秒加算	隊列復帰禁止区間内においての 蛇行運転、加減速、前車と間隔取り(カート半台分以内が目安)
Pn.18	ポジション復帰違反	ヒート失格	隊列復帰禁止区間内でのポジション復帰 フォーメーションラップに大きく遅れた際に隊列の前から下がってのポジション復帰
Pn.19	スタート加速違反	3-10 秒加算	フォーメーションラップからスタートの際にイエローライン以前から加速を始めた場合
Pn.20	F ライン違反	5 秒加算	スタート合図の前に白線からタイヤ 1 本~カート半台分程度のはみだし
Pn.21	F ライン違反	10 秒加算	スター合図の前に白線からカート1台分程度以上のはみだし、 初めから F ラインに沿っていない
Pn.22	スタートディレイ起因	最後尾スタート	フォーメーションラップの開始時刻を遅らせる原因となった スタートを遅らせる原因となった
Pn.23	ジャンプスタート	5-10 秒加算	正確なポジションからスタートしなかった場合 空席のグリッドを詰めてスタートした場合 ニュートラリゼーションからのリスタート時にスタートライン以前での追い越し 2nd の選手が明らかに 1st の選手より先にイエローラインに到達した場合
Pn.24	ショートカット	10 秒加算 or 1 周減算	競技長が危険回避と判断する場合は免除される場合がある その際はアドバンテージを得てない事が条件となる
Pn.25	過度なレーンチェンジ	3-10 秒加算	コース上(特にストレート部分)において、素早い動きで走行ラインを変更する行為
Pn.26	プッシング	3-10 秒加算	Fフェアリングが正常な状態であっても競技長・RD がそう判断した場合
Pn.27	ブロッキング	3-10 秒加算	継続的に後方から追い越しを試みるカートをブロックする行為 競技長・RD が危険もしくは悪質だと判断するブロッキング
			別欠反・KU が厄吹もいは悪質だと判断するノロッキング

Pn.28	幅寄せ	3-10 秒加算	2 台以上のカートが並走中に A が B に寄って行き B が行き場を失ったり、コースアウトした場合に A がペナルティ対象 ストレート上では基本的に動いたカートに非がある コーナーリング中は基本的に前を走行しているカートに優先権がある、
Pn.29	走路妨害	1 st -2 nd L 抹消 10 秒加算	タイムトライアル中に他のカートのタイムアタックの邪魔になるようなスピードや場所を走行した コースアウトや停止からの復帰時に後続からのカートを妨害した (競技長・RD が危険だったと判断した際はこれ以上のペナルティの可能性)
Pn.30	コーナーリング中の接触	5-10 秒加算	コーナーリング中に起きた接触に関して、競技長・RD がベナルティの必要と判断した ベナルティ判断: 危険、コースアウト、ボジションチェンジなど コーナーリング中は基本的に前を走行しているカートに優先権がある、 完全な並走 (どちらが前か後の判断困難) の場合はコーナーに対してイン側のカートに優先 権がある
Pn.31	危険行為	ヒート失格	競技長・RD が危険だと判断した行為 例:大きなスピード差を伴う接触、フォーメーションラップ中の接触など
Pn.32	グリッド違反	ヒート失格	プレグリッド、スターティンググリッドでの工具を使った作業 禁止区間での押し掛け援助などの行為
Pn.33	ピットロード違反	競技長判断	ビットロードを明らかなオーバースピードで走行
Pn.34	オフィシャル指示無視	大会失格	オフィシャルからの指示に従わなかった場合
Pn.35	虚偽の申告	大会失格	車両申告書に虚偽の申告 事象に対しての聞き取りに対し、虚偽の申告
Pn.36	公式練習不参加	大会失格	公式練習に参加の意思が無いと判断された場合
Pn.37	工具携帯走行	大会失格	工具やケミカルなどを所持しての走行
Pn.38	レース外での違反	警告~罰金	レース結果に影響が無いような軽度の違反に対して
Pn.39	ドライバー モラルハザード	警告~退場	ドライバーサインを出さない 競技役員・オフィシャルからの指示を無視 競技会場内での、脅し、中傷、威圧、暴力行為など レース中、相手を威嚇や挑発するような行為 競技の裁定や運営に対し、暴言を吐くような行為 競技規則を理解せずにレース参加し、競技裁定にクレームを出す行為 明らかにスポーツマンシップらしからぬ行為など
Pn.40	エントラント・メカニック モラルハザード	警告~退場	競技会場内での、脅し、中傷、威圧、暴力行為など パドックでの常識外の場所取りやパドック割違反 駐車禁止エリアへの駐車 競技の裁定や運営に対し、暴言を吐くような行為 競技規則を理解せずにレース参加し、競技裁定にクレームを出す行為 エントラント(代理)以外の者からの競技裁定へのクレーム 不法投棄、器物破損など
Pn41	その他		これらを含みその他のペナルティについては、特別規則書または公式通知にて通知もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課される。

※1: このカタログでのペナルティは参考であり確定ではなく、審査委員や競技役員、RD,TD の判定によりペナルティが決定されます。またこのカタログに明記されていない内容も同様の方法でペナルティとなる場合があります。

※2:ここでのコーナーリング中とはブレーキ開始(もしくはカートの向きが変わり始)からコーナーを終えてストレート状態までの事とする。

※3: TD(テクニカルディレクター)、RD(レースディレクター)

付則-4「ゼッケン&ベース規定」

全てのカテゴリーにおいて、参加車両は前後左右の4か所に、GPR配布の下記ゼッケンベースステッカーを貼り付けなければいけない。

またゼッケンナンバーも GPR 配布のナンバーステッカーを使用する事とする。

